

公益社団法人 茨城県臨床検査技師会

# 日臨技総合情報システム（JAMTIS） 運用管理取扱指針

## 第1章 総 則

（目的）

第1条 この取扱は、公益社団法人 茨城県臨床検査技師会(以下「茨臨技」という)における、日臨技総合情報システム(以下「JAMTIS」という)の安全かつ合理的な運用を図り、取り扱う個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定め、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損を防止し、安全管理のために必要かつ適切な措置を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この取扱において「情報システム」とは、JAMTISにインターネット接続し、あるいは媒体を介して会員情報を取り扱う、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

2 この取扱において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報をいう。学術研究などにおいて死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関連する情報である場合にも当該生存する個人に関する情報とし、「個人情報」に含まれる。

3 この規程において「従業者」とは、茨臨技の役員及び事務員、派遣、パートを含め会務に従事する者をいう。さらに、各種委員会委員など理事会が使用を認め、茨臨技が保有する個人情報を使用する者、茨臨技以外の各都道府県技師会を含むこともある。

## 第2章 管理体制

（情報システムの管理体制）

第3条 情報システムを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置く。

（1） 情報システムの管理責任者を置き、理事会で会長が指名した者を充てる。

（総務局長）

（2） 情報システムの運用責任者を置き、理事会で会長が指名した者を充てる。

（学術研究部長）

（情報システム管理責任者）

第4条 情報システム管理責任者は、情報システムの管理・運営を統括し、この取扱を会員及び事務員に周知し、保有個人情報の管理に係わる諸規程の整備、指導監督、その

他保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(情報システム運用責任者)

第5条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 情報システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかに情報システム管理責任者に報告する
- (2) マニュアル及び仕様書等を整備し必要に応じて速やかに利用できるようにする
- (3) 事務員に対して情報システムの安全な運用に必要な知識及び技能を修得させる

(広報委員会及びIT部会)

第6条 JAMTISの安全かつ合理的な運用を図るため、広報委員会を設置し、この委員会に「IT部会」を置く。

2 「IT部会」に関する事項は別に定める。

### 第3章 従業員の定義と責務

(従業員の定義と責務)

第7条 茨臨技事務所において従業員として、情報システムを利用することができる者の範囲は次のとおりである。

- (1) 会長・副会長・常務理事・理事・事務員
  - (2) IT部会委員・学術研究部部員
- 2 従業員として情報システムを利用し、茨臨技が保有する個人情報の取扱うものは、関連する法規及び規程等の定めに従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。
- 3 従業員は次の責務を負う。
- (1) 情報システムの利用にあたっては、利用誓約書に署名押印すること
  - (2) 利用者認証に関しては、次の事項を遵守しなければならない
    - 1) ID及びパスワードを他人に教えてはならない
    - 2) 管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、その従業員が責任を負う
  - (3) 従業員は、保有個人情報の複製、送信、外部への送付又は持ち出し等の業務を行うときは、必要最小限の範囲においてこれらを行うものとする
  - (4) 従業員は、前項の規定に基づき、複製、送信、外部への送付又は持ち出し等を行った場合には、漏えい等が行われないよう取扱いに注意するものとする
  - (5) 従業員は、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必ず施錠等を行うものとする
  - (6) 情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに情報システム運用責任者（総務局長）に報告しなければならない

(事務権限及び学術権限)

第8条 事務権限及び学術権限の付与は、次のとおりである。

- (1) 事務権限：会長・副会長・常務理事・学術研究部長・組織厚生部長（8名）

- (2) 学術権限：学術担当理事・IT部会委員の一部 (4名)  
(3) 前号のほか、理事会が認めたもの (若干名)

## 第4章 監 査

(情報システムの監査)

第9条 会長は、保有個人情報の適切な管理について必要があると認めるときは、総務担当副会長又は総務局長に対し保有個人情報の管理の状況について報告を求め、監査を行うことができる。

2 総務担当副会長又は総務局長は、必要に応じ自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について点検を行い、その結果を会長に報告するものとする。

## 第5章 附 則

(雑 則)

第10条 監査の結果問題があつた場合及びこの規程に違反があつた場合には、情報システムの利用停止し、停止期間等の内容については、理事会の議決を経て決定する。

(細 則)

第11条 この取扱に定めるもののほか、情報システムの運用管理に関し必要な事項は、IT部会の議を経て、理事会の承認のもとに定める。

(改 廃)

第12条 この取扱の改廃は理事会の議決による。

(付 則)

この取扱は、平成17年9月3日から施行する。

この取扱は、平成22年4月1日から施行する。

この取扱は、平成24年4月1日から施行する。

この取扱は、平成25年8月1日から施行する。